

## 委託業務仕様書（案）

### 1 目的

本業務は、令和5年度における県内の産業廃棄物処理の排出・処理及び事業系食品ロス発生量等の実態を調査し、廃棄物の適正処理の確保を図るとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5に定める「廃棄物処理計画」策定のための基礎資料を得ることを目的とする。

### 2 業務実施期間

契約の日から令和7年3月19日(水)までとする。

### 3 業務実施箇所

茨城県内全域の調査を行う。

### 4 調査対象事業所

茨城県内の調査対象業種から調査対象事業所を抽出する。

### 5 調査対象事業所抽出率

抽出率は、業種特性、規模別特性及び地域別特性を踏まえ決定する。

### 6 調査対象業種

(1) 産業廃棄物の実態調査においては、日本標準産業分類(平成25年10月改定)の業種区分を基本に、産業廃棄物の発生及び処理状況の特性を勘案し、次の業種を対象とする。

- ①農業
- ②建設業
- ③製造業(全業種)
- ④電気・ガス・熱供給・水道業
- ⑤情報通信業
- ⑥運輸業・郵便業
- ⑦卸売業・小売業
- ⑧不動産業・物品賃貸業
- ⑨学術研究・専門・技術サービス業
- ⑩宿泊業・飲食サービス業
- ⑪生活関連サービス業・娯楽業
- ⑫医療・福祉
- ⑬サービス業(他に分類されないもの)

(2) 事業系食品ロス発生量の調査においては、日本標準産業分類(平成 25 年 10 月改定)の業種区分を基本に、食品廃棄物の発生及び処理状況の特性を勘案し、次の業種を対象とする。

- ①製造業(食料品及び飲料に限る)
- ②卸売業・小売業(食料品、飲料及び百貨店・総合スーパーに限る)
- ③宿泊業・飲食サービス業
- ④生活関連サービス業・娯楽業(結婚式場業に限る)

## 7 調査対象廃棄物の種類

(1)産業廃棄物の実態調査においては、法令に定める産業廃棄物のうち、次の種類とする。

- ①燃え殻
  - ②汚泥(有機性汚泥、無機性汚泥)
  - ③廃油(一般廃油、廃溶剤、固形油、油でい)
  - ④廃酸
  - ⑤廃アルカリ
  - ⑥廃プラスチック類(廃プラスチック、廃タイヤ)
  - ⑦ゴムくず
  - ⑧金属くず
  - ⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
  - ⑩鉱さい
  - ⑪がれき類
  - ⑫ばいじん
  - ⑬紙くず
  - ⑭木くず
  - ⑮繊維くず
  - ⑯動植物性残さ
  - ⑰動物系固形不要物
  - ⑱動物のふん尿
  - ⑲動物の死体
  - ⑳上記 19 種類の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの
- 特別管理産業廃棄物(廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物(廃 PCB 等、PCB 汚染物、PCB 処理物、廃石綿等、その他))
- ※ その他…ダイオキシン類を基準以上を含む、ばいじん、燃え殻、汚泥等

(2) 事業系食品ロス発生量の調査においては、国の調査方法に準じて、次の区分における可食部・不可食部の食品廃棄物とする。

- ①食品製造業
- ②食品卸売業
- ③食品小売業

④外食産業

8 調査項目

(1) 産業廃棄物については、次の事項についての調査・分析を行うとともに、将来予測を行う。

- ①発生量-----事業所内で発生した廃棄物量(②の有償物量を含む)
- ②有償物量 -----①の発生量のうち、中間処理されることなく、自ら利用し又は他に有償で売却した量
- ③排出量 -----①の発生量のうち、②の有償物量を除いた廃棄物量
- ④自己中間処理量 -----③の排出量のうち、自ら中間処理した廃棄物量で、処理前の量
- ⑤自己未処理量 -----③の排出量のうち、④の自己中間処理されなかった量
- ⑥自己中間処理後量 -----④で中間処理された後の廃棄物量
- ⑦自己減量化量 -----④の自己中間処理量から⑥の自己中間処理後量を差し引いた量
- ⑧自己減量後量 -----⑤の自己未処理量と⑥の自己中間処理後量の合計
- ⑨自己未処理自己再生利用量 -----⑤の自己未処理量のうち、他者に有償売却できないものを自ら利用した量
  
- ⑩自己中間処理後再生利用量 -----⑥の自己中間処理後量のうち、自ら利用し又は他者に有償で売却した量
- ⑪自己中間処理後自己最終処分量 -----⑥の自己中間処理後量のうち、自己の埋立地に処分した量
- ⑫自己未処理自己最終処分量 -----⑤の自己未処理量のうち、自己の埋立地に処分した量
- ⑬自己最終処分量 -----自己の埋立地に処分した量
- ⑭その他量 -----保管されている量、又は、それ以外の量
- ⑮委託処理量 -----⑧の自己減量後量のうち、中間処理及び最終処分を委託した量
- ⑯自治体処理量 -----⑮の委託処理量のうち、自治体で中間処理又は最終処分された量
- ⑰処理業者処理量 -----⑮の委託処理量のうち、処理業者で中間処理又は最終処分された量
- ⑱委託中間処理量 -----⑮の委託処理量のうち、処理業者で中間処理された量
- ⑲委託中間処理県内量 -----⑱の委託中間処理量のうち、県内の処分量
- ⑲委託中間処理県外量 -----⑱の委託中間処理量のうち、県外の処分量
- ⑲委託直接最終処分量 -----⑮の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理されことなく最終処分された量
- ⑲委託直接最終処分県内量 -----⑲の委託直接最終処分量のうち県内の処分量
- ⑲委託直接最終処分県外量 -----⑲の委託直接最終処分量のうち県外の処分量
- ⑲委託中間処理後量 -----⑱で中間処理された後の廃棄物量

- ②⑤委託減量化量 ----- ⑮の委託中間処理量から⑲の委託中間処理後量を差し引いた量
- ②⑥委託中間処理後再生利用量 ----- ⑲の委託中間処理後量のうち、処理業者等で自ら利用し又は他者に有償で売却した量
- ②⑦委託中間処理後最終処分量 ----- ⑲の委託中間処理後量のうち、最終処分された量
- ②⑧委託最終処分量 ----- 処理業者等で最終処分された量
- ②⑨最終処分量 ----- 排出事業者と処理業者等の最終処分量の合計
- ③⑩再生利用量 ----- 排出事業者、処理業者等で再生利用された量
- ③⑪減量化量 ----- 排出事業者又は処理業者等の中間処理により減量された量
- ③⑫その他 ----- 排出事業者の減量化に対する取り組み状況及び ISO 14001 取得の状況
- ③⑫-2 物質フロー ----- 循環型社会形成推進基本計画に定める物質フローを作成し、資源生産性や循環利用率を算出

(2) 事業系食品ロス発生量の調査においては、次の事項についての調査を行う。

- ①食品ロスに対する事業者の意識
- ②食品ロス削減に関する取組の実施状況・課題
- ③食品廃棄物・食品ロスの発生状況
- ④食品ロスの内訳
- ⑤食品ロスの発生要因

## 9 調査の方法

調査は、郵送配布、郵送回収または web アンケートとする。ただし、状況によって電話照会ができるものとする。

なお、平成 30 年度実績値に基づく、令和 2 年 3 月「茨城県産業廃棄物実態調査報告書」に準じた調査内容とする。

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課による「産業廃棄物排出・処理実態調査指針 改訂版(平成 22 年 4 月)」を参考に調査を行うこと。

なお、事業系食品ロス発生量の調査においては、委託者の指定する調査様式を使用すること。

## 10 成果品冊子及び部数

- (1) 茨城県産業廃棄物実態調査報告書 ----- 150 部
- (2) 茨城県産業廃棄物実態調査報告書(概要版) ----- 110 部
- (3) 茨城県食品ロスに関する事業者アンケート調査結果報告書 ----- 5 部
- (4) (1),(2) 及び(3)の電子ファイル (Microsoft Office Word、Excel 等)を用いて、元データを含めデータを使用できる状態で CD-ROM に保存されたもの ----- 2 枚

11 受託者の負担

本業務上必要とする人件費、車両、機材等の維持管理費は、受託者の負担とする。

12 その他

その他の事項については、県と受託者が協議し、決定する。